

共同住宅等の所有者又は管理者の皆様へ 御案内とお願い

1 周知チラシ等の御案内

本市では、居住者の方へ御周知いただくに当たり、チラシ等（別紙1）の表面「周知チラシ等一覧」参照）を作成しておりますで、御希望の方は次のいずれか方法で入手のうえ、御活用ください。

- ① ホームページ「京都ごみネット」からデータをダウンロード

右の二次元コードから「京都ごみネット」にアクセスいただけます。



- ② 現物配布

御希望の場合は、別紙1の裏面「周知チラシ等申込書」により、下部の担当者までお申込みください。

なお、在庫状況により御希望に添えない場合があります。また、令和5年4月からの分別ルールに対応したチラシ等の送付は、令和5年3月以降になります。予め御了承ください。

2 「共同住宅等分別周知等届」の届出のお願い

本市では、市内の全ての共同住宅等の所有者又は管理者の方に、居住者へのごみの分別ルール等の周知方法や収集形態、委託先の管理会社などについて、京都市に届け出ていただくことをお願いしております。市収集・業者収集にかかわらず「共同住宅等分別周知等届」が未提出の物件がある方は、届出いただきますようお願いいたします。

また、届出内容に変更がある場合は、「共同住宅等分別周知等変更届」を提出いただきますようお願いいたします。

詳細は、別紙2の「共同住宅等(マンション等)の所有者又は管理者の皆様へ」を御覧ください。

共同住宅等とは？

1つの建物に2世帯以上が独立して暮らせる住宅（長屋（テラスハウス）を除く。）をいいます。

<主な例>

- ① マンション・アパート
- ② 寄宿舍（シェアハウスを含む。）
- ③ 寮・下宿
- ④ 長期滞在型宿泊施設（民法に基づく定期賃貸借契約により入居するマンスリーマンション等）

②～④も届出の対象です！



【お問合せ等先】

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 担当：青島、池田、神崎
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話：075-222-3948 FAX：075-213-0453
電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

周知チラシ等一覧

ホームページからダウンロードできます。

京都こごみネット

事業者のみなさま

検索

1 雑がみの分別 (A 4 両面)

(表面)



(裏面)



2 プラスチックの分別 (A 4 両面)

(表面)



(裏面)



3 ごみの分け方・出し方 (A 3 両面)

(表面)



(裏面)



※ 日本語版、英語版、ハングル版、中国語版（繁体字、簡体字版）の5種類があります。

4 分別シール 4 種類 (防水加工)

5 不法投棄禁止シール

(A 4、防水加工)



※ 一部、作成中につき、実際のものとデザイン等が異なります。予め御了承ください。

FAX 番号 075-213-0453

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 担当 青島、池田、神崎 宛

周知チラシ等申込書

1	雑がみの分別 (A4 サイズ両面)		枚
2	プラスチックの分別 ★ (A4 サイズ両面)	日本語版	枚
		英語版	枚
		ハングル版	枚
		中国語（簡体字）版	枚
3	ごみの分け方・出し方 (A3 サイズ両面)	★日本語版	枚
4	分別シール	★燃やすごみ（A4 サイズ）	枚
		新聞・ダンボール・紙パック・雑がみ (A4 サイズ)	枚
		缶・びん・ペットボトル (長辺は A4, 短辺は A4 の半分サイズ)	枚
		★プラスチック類（A4 サイズ）	枚
5	不法投棄禁止シール	屋外のごみ箱等に貼ることもできます。 (A4 サイズ)	枚
送付先	貴社又は貴団体等の名称		

	御担当者の氏名		

	郵便番号 ー		
	御住所		

お電話番号			

- ※ ★印の資料は令和 4 年度に新たに作成するものです。
- ※ 上記 3 の資料の外国語（英語、中国語、ハングル）版は令和 5 年夏以降に改定・発行予定のため、今回は配布がありません。外国語版が必要な場合は、「京都ごみネット」からデータをダウンロードいただきますようお願いいたします。
- ※ 配布できる部数には限りがあります。在庫が不足した際には、令和 5 年度に予算の範囲内で増刷しますので、実際の配布までお時間をいただく場合があります
在庫限りの配布に御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。

お住いのマンションは、届出手続きがお済みですか？

京都市では、さらなるごみの減量を図るため、京都市内の全ての共同住宅等の所有者又は管理者の方に、居住者への分別ルール等の周知方法や収集形態、委託先の管理会社などについて、京都市に届け出ていただくことをお願いしております。

今一度、所有又は管理されているマンションの「共同住宅等分別周知等届」の届出がお済みかを御確認いただき、未届や不明の場合は、この機会に、届け出ていただきますようお願いいたします。

＜届出の方法＞

- ★ 裏面（様式）を記入し、ごみ出しルール等の掲示物、配布物の写し等を添付のうえ、下記の届出先まで届け出てください。（「郵送」、「ファクシミリ」、「持参」又は「電子メール」）
- ★ 届出済マンションで、届出内容に変更があった場合は、「共同住宅等分別周知等変更届」の提出が必要です。
- ★ 詳しくは、京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト「京都ごみネット」の「報告・届出義務制度」タブをクリック！（右の二次元コードからもアクセスいただけます。）
届出様式の記入例や電子データ（word）もございます。

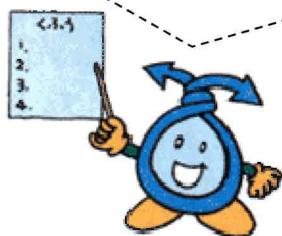


こんなお悩みはありませんか？

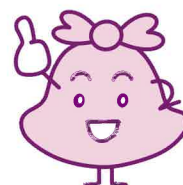
- ☐ 保管場所にごみがあふれかえっている。
- ☐ 分別方法をどう説明すれば分かりやすいか。
- ☐ ごみの保管場所にごみを不法投棄される。 など

御提出いただいた「共同住宅等分別周知等届」に基づき、

アドバイスや啓発ツールを御提供させていただきます。



京都市ごみ減量キャラクター
めぐるくん & こごみちゃん



届出先・お問合せ先

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

担当：池田・青島・神崎

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3948 FAX：075-213-0453

電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

共同住宅等分別周知等届

(宛先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。					
届 出 者 の 区 分		☐ 管理会社 ☐ 管理組合 ☐ 共同住宅等の所有者 ☐ その他 ()			
届 出 の 理 由		☐ 共同住宅等の新築 ☐ 既存の共同住宅等の新規の管理等			
共同住宅等	名 称				
	所 在 地	〒 京都市 区	戸数	戸	
上記届出者 以外の連絡 先	氏 名				
	住 所	〒	電話		
家 庭 ご み の 収 集 方 法 等	種 類	収 集 方 法			
	燃 や す ご み	☐ 業者収集 業 者 名 収 集 回 数 回/週 ☐ 市収集			
	資 源 ご み	缶	☐ 業者収集 業 者 名 収 集 回 数 回/週 ☐ 市収集		
		ガ ラ ス ビ ン	☐ 業者収集 業 者 名 収 集 回 数 回/週 ☐ 市収集		
		ペ ッ ト ボ ト ル	☐ 業者収集 業 者 名 収 集 回 数 回/週 ☐ 市収集		
		プラスチック製の容器包装	☐ 業者収集 業 者 名 収 集 回 数 回/週・月 ☐ 市収集		
		古 紙 類	☐ 業者収集 業 者 名 収 集 回 数 回/週・月 () ☐ その他		
		小型金属類及びスプレー缶	☐ 業者収集 業 者 名 収 集 回 数 回/週・月 ☐ 市収集		
	家庭ごみの排出の方法等に関する入居者への周知方法		☐ 掲示板等への掲載 ☐ 書面の配布 ☐ ごみ置場における表示 ☐ その他 ()		
入 居 開 始 日		年 月 日			

注6 上記届出者以外の連絡先の欄は、主たる事務所以外の支店、営業所等において共同住宅等の管理業務を行う場合等に記入してください。(※注1～5、7～16は省略)